

2009年度
倒産法講義
民事再生法 11

関西大学法学部教授
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法 第11回

- 13章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則
 - 1節 小規模個人再生（221条—238条）
 - 2節 給与所得者等再生（239条—245条）

小規模個人再生の 手続開始の要件等（221条）

- 個人である債務者のうち、
- 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、
- 再生債権の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権行使による回収見込額、再生手続開始前の罰金等の額を除く）が5000万円を超えないもの

→ 小規模個人再生

小規模個人再生を行うことを求める旨の申述

- 債務者申立ての場合 再生手続開始の申立て
の際にする
- 債権者申立ての場合 再生手続開始の決定が
あるまでにする

債権者一覧表の提出

- 再生債権者の氏名・名称、再生債権額・原因
- 別除権者については、目的財産と担保不足見込額
- 住宅資金貸付債権については、その旨
- 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思があるときは、その旨
- その他最高裁判所規則で定める事項

再生手続開始に伴う同時措置（222条）

- 債権届出期間の設定
- 一般異議申述期間の設定（一般調査期間の設定は不要）

付随的処分（223条）

- 次の事項の公告（2項）
 1. 再生手続開始の決定の主文
 2. 債権届出期間
 3. 一般異議申述期間
- 再生債務者への通知 前記公告事項（3項）
- 知っている再生債権者への通知
 1. 公告事項（3項）
 2. 債権者一覧表に記載された事項（4項）

個人再生委員（223条）

- 選任 必要があると認めるときに、利害関係人の申立てにより又は職権で選任される
- 職務 裁判所が1つ以上を指定する
 1. 再生債務者の財産及び収入の状況の調査
 2. 再生債権の評価に関する裁判所の補助
 3. 適正な再生計画案を作成するために必要な勧告
- 費用の前払いと報酬

個人再生委員による調査（1号）について （223条）

- 調査結果の報告をすべき期間の設定
- 個人再生委員は、再生債務者又はその法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる（8項）。

再生債権の届出

- 内容及び原因（94条1項）
- その他最高裁判所規則で定める事項（94条1項）
- 別除権の目的財産（94条2項）
- 議決権額を届け出ることを要しない（224条）
債権額と議決権額とは統一される。

再生債権のみなし届出（225条）

- 債権者自身が債権届出期間内に届出をした場合には、その届出に従う。
- 届出がなければ、債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出がなされたものとみなす。

届出再生債権に対する異議（226条）

- 再生債務者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、届出があった再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。
- 再生債務者は、債権者一覧表に記載していなかった異議を述べることはできない。

異議のあった再生債権の評価（227条）

- 裁判所による評価 債権の存否及び額又は担保不足見込額を定める（7項）。
- 評価申立期間 異議申述期間の末日から三週間（1項）
- 評価の申立てをなすべき者（1項）
 1. 執行力ある債務名義又は終局判決のある再生債権については、異議者がする。申立てがなければ、異議はなかったものみなされる。
 2. その他の場合には、届出債権者がする。

貸借対照表の作成等の免除（228条）

- 124条2項の規定による貸借対照表の作成及び提出は不要。

再生計画による権利の変更の内容等（229条）

- 平等原則（1項）
- 期限の猶予
 1. 弁済期が3ヶ月に1回以上到来する分割払の方法
 2. 最終弁済期が再生計画認可決定の確定した月から3年以内。特別の事情がある場合には、5年以内。月数ベースで計算する

無限責任債務（229条3項）

再生計画の効力は、以下の債務には及ばない。いずれも、破産の場合には、非免責債権である。

1. 悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
2. 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
3. 婚姻費用分担請求権・扶養料請求権等

再生計画案の決議（230条）

- 異議申述期間が経過し、かつ、債務者の報告書（125条1項）の提出後でなければならない。（1項）
- 要件（1項・2項）を満たす再生計画案の提出されれば、議決権行使方法として書面等投票の方法（169条2項2号）を定めて再生計画案を決議に付す。（3項）

可決要件（230条6項）

- 所定期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が
 1. 議決権者総数の半数に満たず、かつ、
 2. その議決権の額が議決権者の議決権の総額の2分の1を超えないときは、
- 再生計画案の可決があったものとみなす。

不認可事由（231条1項）

- 一般的不認可事由（174条2項）
 - 4号 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。 破産の場合以上の弁済をすることも必要である（236条参照）
- 個人再生固有の不認可事由（231条2項）

個人再生固有の不認可事由（231条2項）

- 収入見込み不十分（1号）
- 再生債権額過多（2号）
- 計画弁済総額の不十分（3号・4号）
- 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思の不履行（5号）

計画対象債権と基準債権

計画対象債権も基準債権も、無異議債権額＋評価済み債権額であるが、除外される債権の範囲に差異がある

	住宅貸付債権	別除権行使による弁済見込み額	手続開始後の利息等
計画対象債権	除外	除外	除外
基準債権	包含	除外	除外

計画弁済総額（231条2項3号・4号）

- 3号 計画対象債権額 > 3000万円
基準債権額の1割以上。
- 4号 3000万円 \geq 計画対象債権額
基準債権額の2割以上で、かつ100万円以上。
ただし、
 - ◆ 基準債権額の2割 \geq 300万円 300万円
 - ◆ 100万円 \geq 基準債権額 基準債権の全額

再生計画の認可（231条）

- 不認可事由がなければ、認可決定をする（1項）。
- 不認可事由
 1. 174条2項（一般的不認可事由）
 2. 231条2項（小規模個人再生に固有の不認可事由）

再生計画の効力等（232条）

- 再生計画認可決定の確定により、次の権利変更が生ずる
 1. 87条1項1号から第3号までに掲げる債権は、各号に定める金額の再生債権に変更される（1項）。
 2. 再生債権は、一般的基準（156条）に従い変更される（2項）。

再生手続の終結（233条）

- 再生手続は、再生計画認可の決定の確定によって当然に終結する。

再生計画の変更（234条）

- やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となったときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができる。
- 変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から2年以内で定める。

計画遂行が極めて困難となった場合の免責 (ハードシップ免責or挫折免責。235条)

- 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、
- 1項各号のいずれに該当する場合には、
→ 裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

免責の効力

- 免責の決定は、確定により効力を生ずる。
- 再生債務者は、履行済み部分を除き、再生債権者に対する債務の全部についてその責任を免れる。
- 非免責債権
 1. 229条3項各号に掲げる請求権
 2. 再生手続開始前の罰金等

再生計画の取消し（236条）

- 計画弁済総額が、再生計画認可の決定があった時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回るということが明らかになったときには、再生計画確定後でも取り消す。

再生手続の廃止（237条）

- 債権者の不同意
- 再生債務者の情報不開示

給与所得者等再生の 手続開始の要件等（239条）

221条1項に規定する債務者のうち、

- 計画対象債権額が5000万円を超えず、
- 給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であって、かつ、
- その額の変動の幅が小さいと見込まれるもの

➔ 給与所得者等再生

再生計画案についての意見聴取（240条）

- 原則 裁判所は、届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をする。
- 例外
 1. 241条2項所定の不認可事由が存在する場合
 2. 一般異議申述期間が経過していないこと等
 3. 特別異議申述期間が定められた場合にその期間が経過していないこと等
 4. 125条1項の報告書の提出がされていないとき。

意見聴取決定の公告等（240条2項）

- 公告
- 届出再生債権者に対して、次の通知をする
 1. 再生計画案の内容又はその要旨
 2. 241条2項所定の不認可事由がある旨の意見がある者は所定期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨。

再生債権者の議決は不要

- 再生債権者の意見を聴取するが、議決は必要でない。裁判所は、不認可事由がなければ、再生計画を認可し、これにより、権利変更が生ずる。
- 機能的には、破産の場合に少数説が肯定する割合的一部免責に近い。ただし、次の点に注意
 1. 手続と要件が厳格に定められている
 2. 一部免責を受けける部分は、再生計画の作成を債務者自身が決定して、裁判所が認可するという形式をとる。

再生計画不認可事由（241条2項）

1. 174条2項1号（法規違反）又は2号（再生計画遂行の見込みなし）
2. 再生債権者の一般利益に反する
3. 住宅資金特別条項を定めたものである場合に、宅地使用権の喪失見込み
4. 給与所得者等再生の要件の不充足
5. 小規模個人再生計画の不認可事由のうちの231条2項2号から5号の事由の存在
6. 免責制度の短期再利用
7. 弁済額の不十分（その2）

弁済額の不十分（その2） 241条2項7号

- **前提** 債務者が破産財団を構成すべき財産を有しない場合には、彼の弁済原資は将来の所得のみとなる。
- **弁済義務の内容** 彼は、最低限度の生活を維持するのに必要な生活費を留保して、その余の収入の2年分を弁済原資に当てるべきである。
- **実現方法** 2年間にわたって最低限との生活を強いるのは酷であるので、**収入余剰の2年分を3年間にわたって弁済すれば足りることが原則とされている。**

最低弁済額のまとめ

- 清算価値保障 破産財団を構成することが可能な財産がある場合には、その額以上であること
- 最低弁済額（その1） 241条2項5号・231条2項3号・4号
- 最低弁済額（その2） 241条2項7号（最低限の生活費を超える収入の2年分）。民事再生法第241条第3項の額を定める政令（平成13年3月16日政令第50号）を参照すること。

認可決定確定後の 再生計画の取消し（242条）

- 計画弁済総額 < 破産配当の総額
 - 弁済不十分（241条2項7号）
- ➔ 裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。

再生手続の廃止（243条）

- 弁済不十分でない再生計画案の作成の見込みがないとき
- 所定期間内に再生計画案の提出がないとき、又は提出された再生計画案に不認可事由があるとき

小規模個人再生の規定の準用

- 221条3項から5項 債権者一覧表の提出
- 222条から229条 再生手続開始後の手続
- 232条から第235条 再生計画認可決定の確定後の手続
- 237条2項 債務者の情報不開示による廃止

通常の再生手続に関する規定の適用除外 (245条)

- 238条列挙の規定
- 87条1項・2項 再生債権者の議決権
- 172条 議決権の行使の方法等
- 174条2項・3項 再生計画不認可事由
- 191条 再生計画認可前の手続廃止
- 202条2項 住宅資金特別条項を定めた再生計画の不認可事由